

## 道路ボランティア花壇 届出書

道路の植樹帯（植樹帯）で花植え活動を行いたく、下記のとおり届け出ます。  
活動にあたっては、下記の注意事項を遵守します。

	<b>申込日</b>	令和    年    月    日	通し番号    :    号
<b>第1 連絡先</b>	ふりがな <b>名前</b>	(自署又は記名押印)	
	<b>住所</b>	〒	
	<b>電話番号</b>		
<b>第2 連絡先</b>	ふりがな <b>名前</b>		
	<b>住所</b>	〒	
	<b>電話番号</b>		

※ おひとりでの活動の場合、第2連絡先の記入は不要です。

<b>希望場所</b>	市道 _____ 線（目印： _____）
<b>面積</b>	約 _____ m <sup>2</sup>
<b>所見</b> (まちづくり整備課記入欄) ※位置図、写真を添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望場所への花植えは、道路の維持管理上問題 <b>ある・ない</b></li> <li>・希望場所に、道路サポーター（花植え団体）は、 <b>いる・いない</b></li> <li>・道路サポーターの要件を満たして <b>いる・いない</b>（ <b>人</b>で活動）</li> <li>・下記の注意事項を説明し、 <b>了解を得た・得られなかった</b></li> <li>・その他（ _____ ）</li> </ul> 上記の理由により、希望場所での花植えを <b>認める・認めない</b>

※ 現地確認の結果、活動をお断りする場合があります

### 注意事項

- ① 既存の植栽のない、空いた植樹帯・植樹帯が、「道路ボランティア花壇」の対象です。  
また、基本的に場所はお自宅の前に限ります。  
活動にあたっては、周囲の理解を得られるよう努めてください。
- ② 思わぬ事故の原因となるため、道路上に物を置くことはできません。  
(例：鉢植え、プランター、柵、支柱、レンガ、作業用具など)
- ③ 道路サポーターが花植えを行う区域に、「道路ボランティア花壇」は設置できません。  
また今後、当該区域で道路サポーターが結成された場合は、道路サポーターによる花植えを優先します。 ※ ぜひ、道路サポーターにご加入ください。(花苗等が支給されます)
- ④ 背が高くなる品種、トゲのある品種、樹木（木本類）、ツル性の植物は、植えられません。  
また、収穫を目的として作物を育てることはできません。  
※ 道路は安全が第一です。見通しが悪くなるもの、歩道にはみ出るものは、植えられません。
- ⑤ 花植え活動のほか、草刈り、ゴミ拾い、道路の危険箇所の通報にもご協力をお願いします。
- ⑥ 活動中の事故にご注意ください。市は責任を負いかねます。
- ⑦ 市の事業（道路工事等）や管理状況により、植樹帯等を撤去する可能性があります。
- ⑧ 市に届出していることがわかるよう、「プレート」の掲示をお願いします。
- ⑨ 花植えを辞める場合は、区役所まちづくり整備課にお知らせください。